



第 3 章

みどりのまちづくり
の方向性と目標

第3章 みどりのまちづくりの方向性と目標



3-1 基本理念

本市は比企丘陵などの丘陵地に、みどり豊かな里山があり、丘陵地の間を越辺川、都幾川、市野川などの河川が流れ、これらの河川の両側にみどり豊かな田園風景が広がっています。こうした本市のみどりは、市民に愛され続けながら大切に守られてきました。

そのような“田園都市”東松山ですが、近年、都市化により、徐々にみどりは失われてきています。

こうした中、動植物をはじめとする様々な生態系から得られる恵みを将来に向けて受け続けるためにも、地球の温暖化の防止や稀少種の保護など、生物多様性の確保に配慮したまちづくりの推進が、みどりの保全・創出の大切な課題となっています。

それには、丘陵地、台地、低地の起伏に富んだ地形が織り成す“東松山ならではの”のみどりの保全と、都市化により失われた市街地におけるみどりの創出を、効率的かつ効果的に行うことが重要です。

さらに、第五次東松山市総合計画に基づき、豊かな自然を大切にし、安心、安全を実感できるまちづくりを進めるには、みどりを保全・創出するとともに、活用しながら、生命を育むみどりの大切さをもう一度見つめ直すことが不可欠となります。

東松山市みどりの基本計画では、基本理念を

いのち
生命を育む豊かなみどりを 未来へつなぐ まちづくり

とし、人や動植物を育むみどりを将来に渡って大切にし、市民一人一人が、ふるさとである東松山のみどりに愛着と親しみをもって生活できるまちづくりを進めます。



都幾川周辺のみどり



市民の森にある案内板



3-2 基本方針

基本理念に基づき、みどりのまちづくりを進めていくために、次の三つの方針を基本方針とします。

基本方針1 ふるさとの豊かなみどりを守る

本市には、里山や雑木林、斜面樹林、都幾川をはじめとする河川など、昔ながらの田園風景が今もなお数多く残っています。わたしたちは、こうした“ふるさとの豊かなみどり”に囲まれ、歴史や文化を学びながら育ち、また、子どもたちを育てて来ました。一方、東松山の豊かな自然環境も、そうしたみどりがあることで、昔ながらの姿を今に伝えています。

今後、これらのみどりを守りながら、次世代に継承していくことは、わたしたちの重要な課題と考えます。そこで、“ふるさとの豊かなみどりを守る”を一つ目の基本方針としました。

基本方針2 まちなかに潤いあるみどりを創る

本市は、みどり豊かな田園地帯や丘陵地と比較して、市街地では身近なみどりが少なくなっています。市街地（まちなか）のみどりは、環境に潤いを与えてくれる一方で、市民の憩いの場になったり、災害時には一時避難場所になるなど、様々な役割を持っています。

今後、こうしたまちなかのみどりを増やすことに加え、その質の向上を図ることにより、みどりあふれる魅力ある都市的空間を創造することが、もう一つの重要な課題と考えます。そこで、“まちなかに潤いあるみどりを創る”を二つ目の基本方針としました。

基本方針3 ^{いのち}生命を育むみどりと親しむ

生物多様性の中で育まれる動植物から得られる恵みにより、我々の生命も存在することを改めて認識していくことが大切であり、その動植物の生態系の確保に必要なみどりをこれまで以上に保全・創出していく必要があります。

また、既出の二つの基本方針によって保全・創出したみどりも、親しむための仕組みがなかったり、みどりがあること自体がよく知られていなければ、十分に活かすことが出来ません。

今後、これらのみどりの周知に努め、市民が今まで以上に親しんでいくことで、コミュニティの輪が広がり、身心ともに健康が維持されながら、みどりやまちに対する愛着も深まると考えます。そこで、“^{いのち}生命を育むみどりと親しむ”を三つ目の基本方針としました。



3-3 みどりの将来像

基本構想や都市計画マスタープランなどの計画との整合を図ったうえで、基本理念及び基本方針に基づき、次のとおり、みどりの将来像を設定しました。

みどりの拠点

地域の代表的な都市公園など、並びに地域の歴史・文化を伝え、地域の人々に親しまれている社寺院の境内や史跡などのうち、主要なものをみどりの拠点として位置付け、みどりに親しむための拠点空間として、保全、充実に努めます。

1) 憩いのみどりスポット

地域の代表的な都市公園などを「憩いのみどりスポット」に位置付けます。現況では、主として、東松山市農林公園、岩鼻運動公園、物見山公園などのスポットの保全整備が図られています。

今後とも引き続き、身近に親しめるみどりと、保全・充実に努めます。



岩鼻運動公園

2) 史跡のみどりスポット

伝統的・歴史的風土や文化的意義を有する社寺境内地や史跡などと一体となったみどりの主要なものを「史跡のみどりスポット」に位置付けます。大谷瓦窯跡、箭弓稲荷神社などが該当するスポットであり、公共又は民間により保全管理が行われています。今後とも引き続き、みどりの保全に努めます。



箭弓稲荷神社

3) 生物多様性のみどりスポット

生物多様性の視点から、生態系のネットワークの拠点となるまとまりのあるみどりを拠点地区として位置付け、ホタルの自生地の保全など、動植物が生息生育するみどりの保全・充実に努めます。

みどりの軸

連続性のある景観を創り出している本市の主要な河川とその水辺を、みどりの軸として位置付け、みどりの保全と緑化を推進します。

また、日本スリーデーマーチのウォーキングコースのほか、市内の主要なウォーキングコースを、「みどりのウォーキングコース」として位置付け、みどりに親しむ空間として、またみどりとみどりを結び付ける空間として保全と活用に努めます。

1) 都幾川軸

市内中央を東西に流れる都幾川を、みどりのまちづくりを図るうえで、主要な軸の一つである都幾川軸として位置付けます。上流域から下流域にかけてみどりの連携が創り出されると同時に、周囲の土地と一体化して豊かな田園風景を構成しています。

今後は引き続き、都幾川の水辺空間と周囲の斜面林の保全を図るとともに、親水性の高い水辺環境の保全・創出により、東松山らしいみどりの原風景を後世に伝えます。



都幾川に架かる稲荷橋

2) 水辺のネットワーク軸

市内を流れる河川とその水辺を水辺のネットワーク軸として位置付けます。越辺川をはじめ、市野川、滑川、新江川などの河川とその周囲の水辺地が該当し、保全管理が行われています。土手の草刈りなどによる維持管理を通じて河川沿いの保全に努め、親水空間の整備を進めます。

3) みどりのウォーキングコース

市内のウォーキングコース、散策路、遊歩道などをみどりのウォーキングコースとして位置付けます。日本スリーデーマーチのウォーキングコースのほか、市内の主要なウォーキングコースが該当し、イベントや日常的なレクリエーションにおいて活用されています。

今後は、周辺のみどりの保全・緑化とともに、ウォーキングコースのさらなる活用を図っていきます。



日本スリーデーマーチの様子

みどりのエリア

東松山の原風景を伝える里山や丘陵地の雑木林、農地と一体となった水辺空間の維持・保全が課題となる一方で、市街地では、安心・安全を担保する生産緑地などのオープンスペースや子どもから高齢者までが憩う公園・広場、まちなかの潤い空間を創出する街路樹などの整備がまだまだ十分ではありません。

そこで、市内を、安心・安全で身近な暮らしの場としての都市らしいみどり空間を創造する“都市型みどりエリア”、点在する雑木林や白地の農地の確保、既存の子供広場などの保全・充実を図る“郊外型みどりエリア”、優良農地や丘陵地のみどりを保全・活用する“田園・丘陵型みどりエリア”、の三つのエリアに区分し、それぞれの地域特性に合ったみどりの保全と緑化、及びみどりの活用を推進します。

1) 都市型みどりエリア

現在の市街化区域を都市型みどりエリアとして位置付けます。街路樹の管理をはじめ、災害時の一時避難場所にもなる身近な都市公園などのオープンスペースの確保や、子どもからお年寄りまでが憩い・遊べる都市公園の機能やみどりの充実により、都市らしいみどり空間の整備を進めます。

2) 郊外型みどりエリア

現在の市街化区域に隣接する市街化調整区域で、宅地開発によりみどりの減少が課題となっている地域を郊外型みどりエリアとして位置付けます。このエリアに点在する雑木林や白地の農地の保全・活用を図るとともに、既存の子供広場や公共施設が有するみどりの保全・充実を図ります。

3) 田園・丘陵型みどりエリア

現在の市街化調整区域のうち、農業振興地域として優良農地が広がっている地域と里山、雑木林、斜面樹林が広がっている地域を田園・丘陵型みどりエリアとして位置付けます。このエリアでは、東松山の原風景である里山・斜面樹林など丘陵地や農村文化の基礎となる営農環境を保全するとともに、花見やウォーキングなどの娯楽機能をもつ河川敷や水辺空間の整備と活用を図っていきます。

また、生物多様性の観点から、準絶滅危惧種^{*}であるオオタカの営巣エリアをはじめとする動植物の生息地や生育地となるポテンシャルを有する中核地区として保全することにより、多様な動植物の生息生育環境について配慮します。

^{*}準絶滅危惧種（P76）

【都市型みどりエリア】
 街路樹の管理をはじめ、オープンスペースの確保や都市公園の機能やみどりの充実により、都市らしいみどり空間の整備を進めます。

【郊外型みどりエリア】
 点在する雑木林や白地の農地の保全・活用を図るとともに、既存の子供広場や公共施設が有するみどりの保全・充実を図ります。

【田園・丘陵型みどりエリア】
 東松山の原風景である里山・斜面樹林などの丘陵地や農村文化の基礎となる営農環境を保全するとともに、河川敷や水辺空間の整備、活用を図っていきます。また、生物多様性の観点から、オオタカをはじめとする多様な動植物の生息生育について配慮します。

【憩いのみどりスポット】
 身近に親しめる公園として、保全・充実に努めます。

【史跡のみどりスポット】
 社寺境内地や史跡などと一体となったみどりについて、引き続き保全に努めます。

【生物多様性のみどりスポット】
 ホタルの生息地の保全など、動植物が生息生育するみどりの保全・充実に努めます。

【都幾川軸】
 水辺空間と斜面林の保全を図るとともに、親水性の高い水辺環境を保全・創出することにより、東松山らしい原風景を後世に伝えます。

【水辺のネットワーク軸】
 土手の単刈りなどによる維持管理を通じて河川沿いの保全・緑化に努め、親水空間の整備を進めます。

【みどりのウォーキングコース】
 ウォーキングコース、散策路、遊歩道周辺のみどりの保全・緑化とともに散策路・遊歩道を適切に管理していきます。

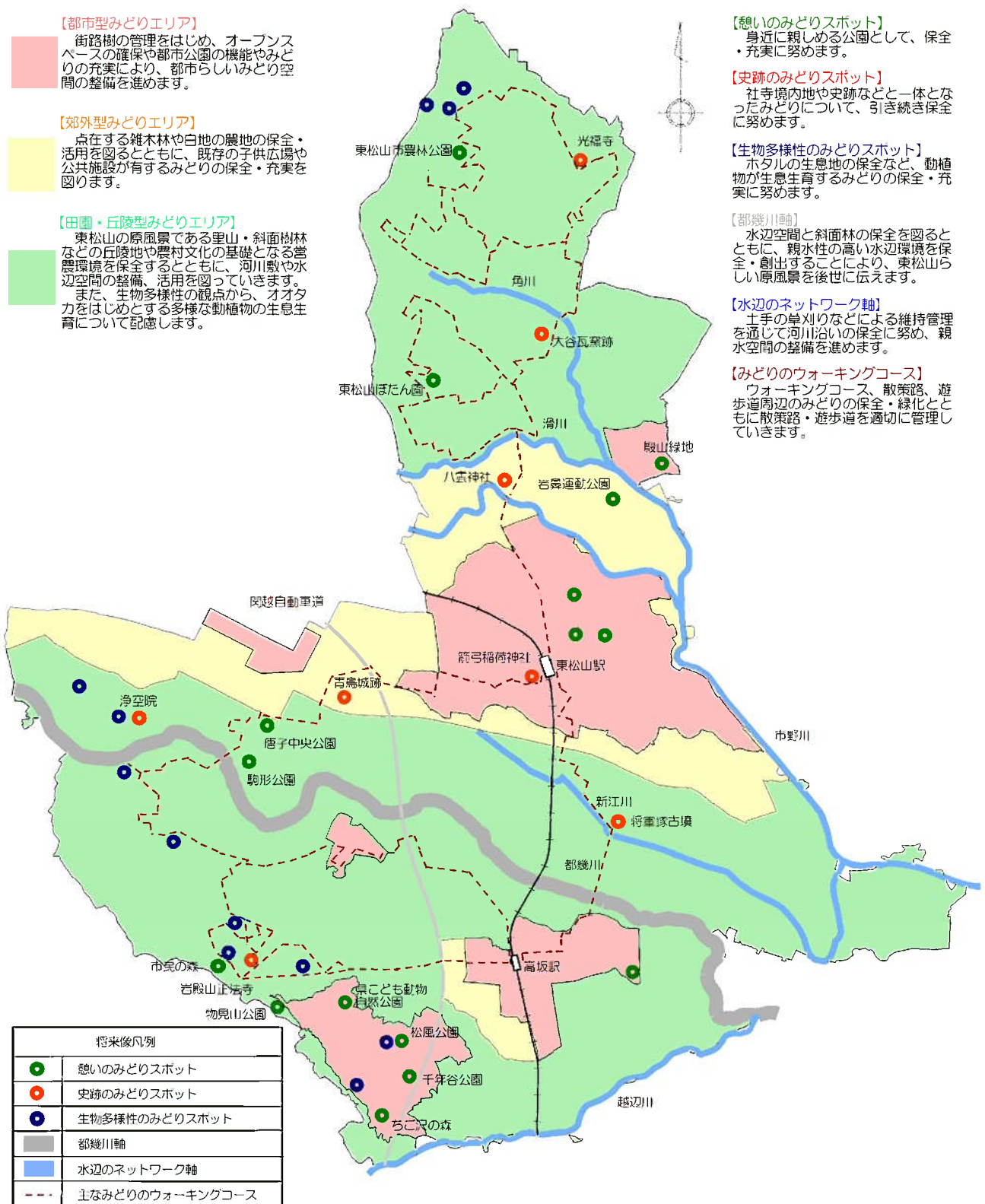


図 3 - 1 東松山市みどりの将来像



3-4 計画の枠組み

(1) 計画の目標年次

東松山市みどりの基本計画では、都市計画マスタープランに示される都市づくりの方向性などとの整合性を十分に図る必要があるといった観点から、都市計画マスタープランの目標年次に合わせ、以下のとおり平成30年（2018年）を中間年次とします。また、目標年次を令和10年（2028年）に設定します。

中間年次：平成30年（2018年） 目標年次：令和10年（2028年）

(2) 計画対象区域

東松山市みどりの基本計画の対象区域は、市内全域とします。

対象区域：市内全域

(3) 将来目標人口

日本全体の人口が減少局面に入っており、東松山市の将来人口も長期的には減少していくことが予想されています。

東松山市みどりの基本計画では、計画目標年次である令和10年（2028年）の目標人口を87,000人とします。

将来目標人口：令和10年（2028年） 87,000人

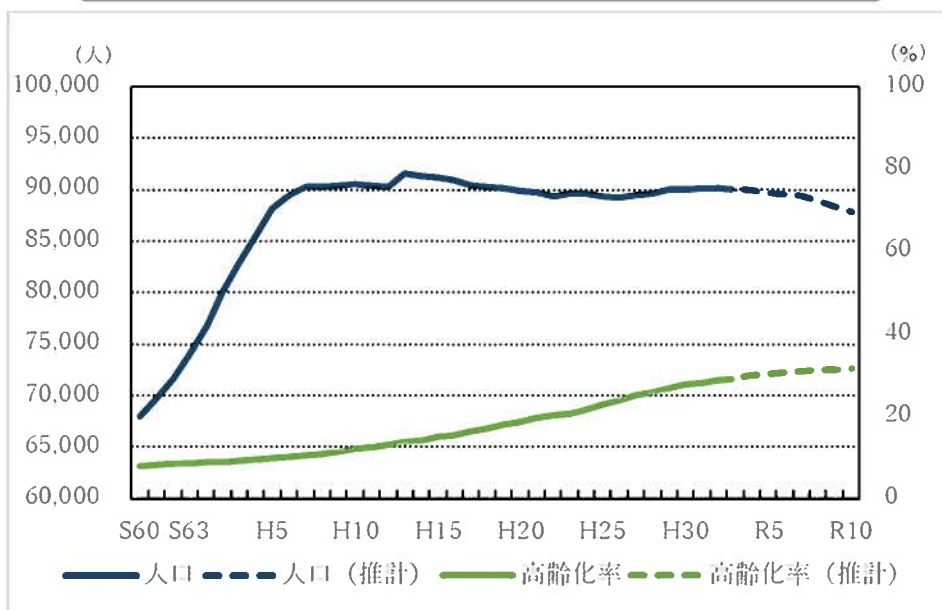


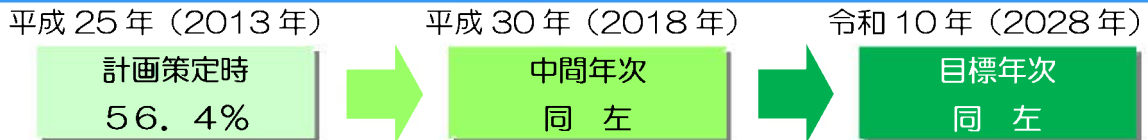
図3-2 将来目標人口



3-5 計画の目標

みどりの将来像を実現するために、みどりに関する目標を以下のとおり設定します。

1 市内全域におけるみどりの確保量（緑被率）など



本市のみどりの現況面積は 3,684ha となっており、市域に対して 56.4%を占めています。その大半は丘陵地に広がる里山・雑木林、市街化調整区域に広がる農用地区域をはじめとする農地、及び河川区域であり、豊かで多様なみどりが形成されています。

みどりに関する市民アンケート調査結果からは、市全体のみどりに対して 44%の市民から概ね良い印象が得られている一方で、まちなかのみどりに対しては 17%という低い評価となっています。また、都市公園の一人当たりの面積は 19.02 m²となっており、県内 40 市中第 4 位の高い水準で公園面積を保有しています。これらの豊かで多様なみどりは、次世代に大切に引き継がれていく必要があります。

表 3-1 一人当たりの公園面積県内上位 5 市
※平成 30 年度埼玉県都市公園調査より抜粋

	市名	面積 (m ²)
1	秩父市	39.53
2	熊谷市	23.70
3	羽生市	19.79
4	東松山市	19.02
5	飯能市	17.35

したがって、本計画で位置付ける施策を実施することで、これらのみどりの保全に極力努めていくとともに、まちなかを重点的に新たなみどりの創出に努めることで、市内全域におけるみどりの量を確保していきます。そのうえで、里山・雑木林や公園・広場などの適切な維持管理に努め、市民・事業者などとの協働*により、より一層みどりの質の向上を目指していくこととします。

中間年次での緑被率は、53.2%となっており目標の 56.4%を下回っています。

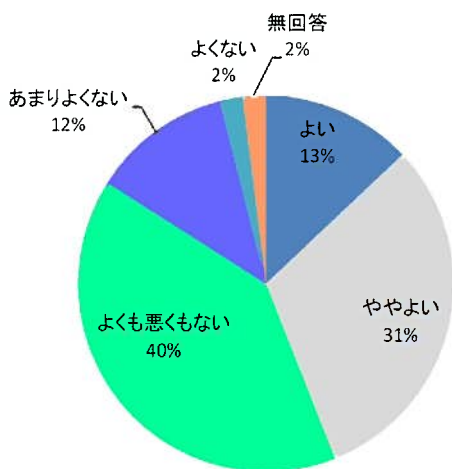


図 3-3 市のみどりの現状に関する評価

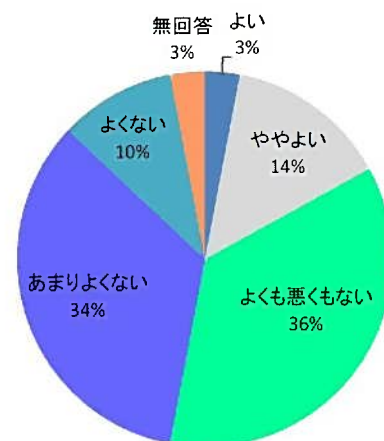


図 3-4 商店街などまちなかの中心部のみどりの評価

*協働 (P75)

2 都市公園箇所数及び面積



土地区画整理事業の進捗に伴い、中間年次での都市公園の箇所数は120箇所、面積は172.0haとなっており、それぞれ目標を上回り、順調に推移しています。

3 市民・企業などが保全管理しているみどり（協定など箇所数・面積）



みどり豊かな魅力的なまちづくりを進めるためには、みどりに関する地域の課題について一番身近に感じることができる地域住民と協働で取り組み、きめ細かな対応を図っていくことが重要です。現在、自治会や企業、市民団体と市で協定を締結し、協働で保全管理を行うみどりがあります。これらについて、今後ほかの地域においてもさらに市民協働による保全管理を促進し、みどりの質を向上させる目標として設定します。

中間年次での協定数は55箇所、面積は21.2haであり、それぞれ目標を下回っています。

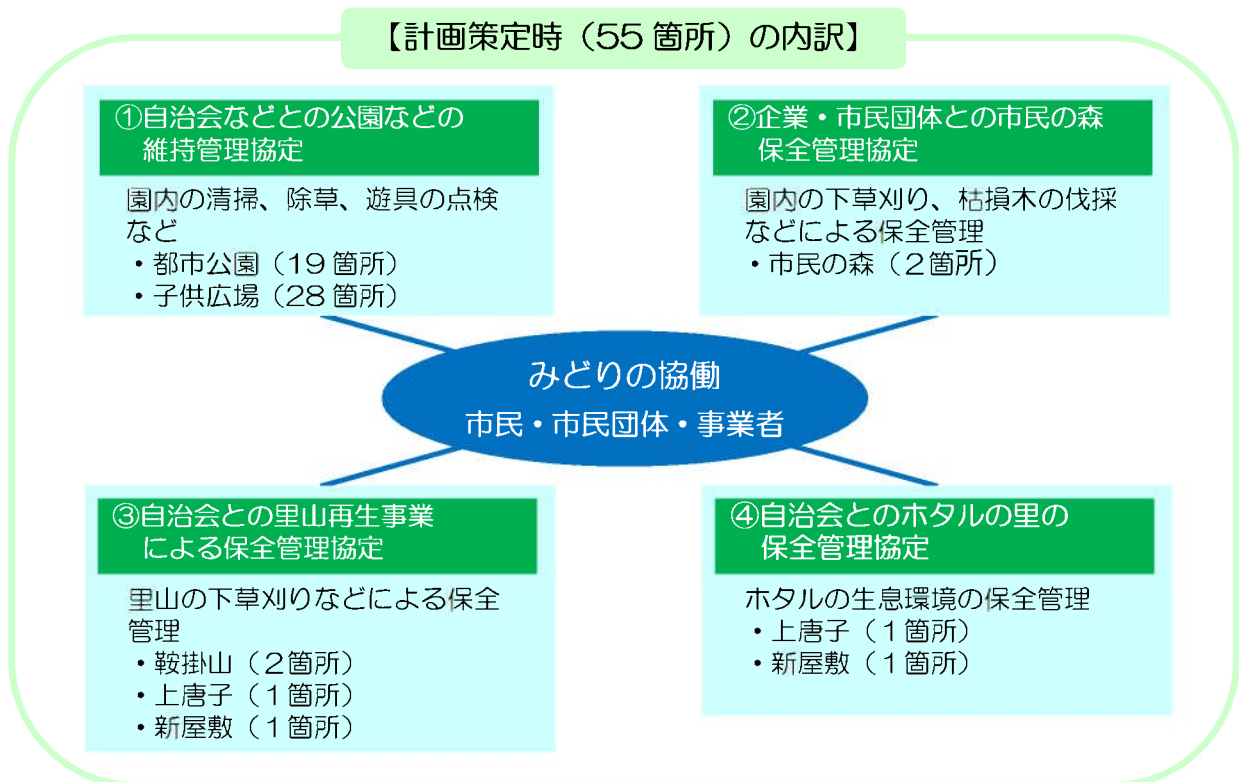


図3-5 計画策定時における協定箇所数の内訳